

## 基準②

### ア【有害物質の排水基準】 - 3<上乘せ>

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく有害物質に係る上乘せ排水基準(別表第2)(県下全域)

項 目	許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01 mg/L	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L	
有機 <sup>りん</sup> 燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、) (メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	鉛 0.05 mg/L	
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L	
砒素 <sup>ひ</sup> 及びその化合物	砒素 0.01 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
ジクロロメタン	0.02 mg/L	
四塩化炭素	0.002 mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
チウラム	0.006 mg/L	
シマジン	0.003 mg/L	
チオベンカルブ	0.02 mg/L	
ベンゼン	0.01 mg/L	

備考 この表に掲げる上乘せ排水基準は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号、第19号、第20号、第21号、第21号の3、第21号の4、第22号、第23号、第23号の2、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第41号、第43号、第44号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第51号の2、第51号の3、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第61号、第62号、第63号、第63号の2、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第68号の2、第70号、第70号の2、第71号の2、第71号の3、第71号の4、第71号の5、第71号の6又は第74号に掲げる施設を設置する特定事業場に限り適用する。  
※p43~49 水質汚濁防止法に基づく特定施設を参照

(参考) 改正経緯

平成2年10月2日 熊本県条例第51号 Cd~PCEまでの上乘せ：施行平成3年4月1日

平成8年3月25日 熊本県条例第22号 ジクロロメタン~ベンゼンの上乘せ：施行平成8年10月1日

令和6年10月11日 熊本県条例第35号 1, 1-ジクロロエチレンの許容限度変更：施行令和7年12月1日